

東三河南部医療圏保健医療計画の中間見直しについて

1 趣旨

医療法第30条の6の規定により、医療計画は3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。

令和2年は3年目にあたることから、医療計画の中間見直しを行うこととされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により1年延期され、令和3年度に中間見直しを行うこととされた。

今回は、第1回東三河南部圏域保健医療福祉推進会議開催後に、県庁各課、パブリック・コメント、市町村・関係団体から出た意見をもとに修正した最終案を検討していただく。

2 第1回東三河南部圏域保健医療福祉推進会議（令和3年8月27日書面開催）

原案（中間見直し）の内容

- (1) 数値を最新のものに時点修正
- (2) 新しく追加する項目、削除した項目はなし

※開催結果は令和3年11月9日付けで通知済

3 その他意見（令和3年11月～令和4年1月）

- (1) 県庁各課から意見のとおり修正（資料1-2）
- (2) パブリック・コメント、市町村・関係団体からの意見をもとに一部修正（資料1-3、資料1-4）

※今回の修正箇所は、資料1-5で網掛け表示としています。

4 今後のスケジュール（案）

令和4年 2月 愛知県医療審議会医療体制部会（最終案審議）

3月 愛知県医療審議会（答申・決定）